公益社団法人兵庫県歯科衛生士会　正会員福祉給付規程

第１条　この法人が定める正会員福祉見舞金等は、この規程による。
第２条　この規程により、次の給付を行う。ただし、未納会費がある場合は適用しない。
（１）死亡弔慰金
（２）災害見舞金
（３）入院見舞金
第３条　死亡弔慰金
正会員が死亡した場合には、遺族に対して弔慰金として5,000円を給付する。特別な場合は、会長に一任する。
２　該当する正会員の所属する支部長は、速やかに申請書を本会に提出する。
３　該当する正会員の所属する支部長の申請により、弔電を送ることができる。
第４条　災害見舞金
正会員が、風・水・震・火災・その他の災害により損害を受けた場合は、次の見舞金を給付する。

床上浸水	5,000円
家屋全半壊、家屋全半焼	10,000円

なお、家屋とは現在正会員が居住している家屋とする。
２　該当する正会員は、申請書及び証明できる関係書類を６箇月以内にこの法人に提出する。
第５条　入院見舞金
正会員が疾病及び負傷より入院した場合には、次の見舞金を給付する。ただし、給付は当該年度中に１会員１回のみとする。
（１）入院１箇月以上　正会員歴10年以上　5,000円
（２）該当する正会員は、申請書及び証明できる関係書類を退院の日より６箇月以内にこの法人に提出する。
第６条　この規程に定める以外の給付については、理事会の議を経て決めるものとする。

附　則
この規程は、公益社団法人兵庫県歯科衛生士会の設立の登記の日（平成24年４月１日）から施行する。

附　則
この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和７年７月１日から施行する。